

令和8年度 生徒心得及びそれにかかわるきまりについて

北海道登別明日中等教育学校 生徒指導部

生徒心得	生徒心得にかかわるきまり等
<p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、集団生活における一定のきまりや、本校生徒としての心構えを定め、社会生活を営むための素養を身に付けるとともに、学校の秩序を守ることを目的とする。</p>	
<p>第2章 制服・頭髪・容姿等</p> <p>(制服の着用) 第2条 登下校時及び校内においては、特別な指示があるときを除いて、本校指定の制服を着用する。制服は、本校指定のスカート、Yシャツ、ネクタイ、リボン、バッジ等とする。</p>	<p>(1)校章をつけていること。 (2)制服は正しく着用すること。(ネクタイ、Yシャツボタン、ベスト) ■正装時は指定Yシャツを着用する。(正装時は白)スカート着用時は指定ハイソックスを着用し、リボンもしくはネクタイを着用する。 ■次の場面では必ず正装を着用する。 ・儀式的行事「入学式・始業式・1学期終業式、2学期終業式、卒業式、立志式、前期課程修了式」 ・進路活動時 (3)スカートは裾が膝丈になるように着用すること。 (4)防寒着の着用は、登下校時のみを基本とする。 ・防寒対策としてのストッキングやタイツは黒またはベージュとする。防寒対策としてのソックスは、指定ソックスまたは黒またはチャコールグレイ(無地かワンポイント)のみとする。 ・防寒対策として市販のVネックカーディガン・Vネックセーターの着用を認める。(指定ベストもあるので新たに買う必要はない。)</p>
<p>(夏季略装期間) 第3条 夏季略装許可期間については、原則として6月第3週から9月第3週までとする。ただし、天候状態を勘案して変更する場合がある。また、夏季略装は、Yシャツ、ネクタイ、リボン等、本校指定のものとする。また、右の条件を満たす場合、ポロシャツも着用可とする。</p>	<p>(1)夏季略装 ア 夏季略装は、本校指定のズボン、スカート、半袖Yシャツとし、ネクタイ、リボンを着用しなくてもよい。 イ 半袖Yシャツは、裾をズボン・スカートから出しても構わない。ただし、ブレザー、長袖ワイシャツ、ネクタイ着用時は夏季略装とみなさないで、裾は出せない。(ベスト着用時も裾は出せない。) ウ 半袖Yシャツの第一ボタンは、留めなくても構わない。 エ 夏季略装時は、指定ソックスまたは無地かワンポイントで制服の色と調和のとれたソックス(チャコールグレイ、黒など)を着用する。 オ ソックスについては、ショート丈も可とする。 カ ①ポロシャツの種類について ・着用できるポロシャツの色は無地の白・紺・黒とする。 ・柄は胸元のワンポイントのみとする。(背面・襟などの装飾はなし ポケットはOK) ②体育の授業との関連について ・体育の授業時の着用はしないこと。(制服と運動服を区別、かつ清潔をたもつため) ③部活動ポロシャツやHRポロシャツの着用はなし。(②と同様の理由) ※夏季略装時の登下校中の暴雨・防寒用の上着は自由とする。ただし、冬服時同様、校内での着用はしない。</p>
<p>(頭髪) 第4条 頭髪は染髪、脱色、特異な髪型等は禁止する。</p>	<p>(1)髪どめ、ヘアピン等を利用する場合は、華美でないものを利用する。 (2)特異な加工としてエクステ等も禁止する。</p>
<p>(容姿) 第5条 化粧、アクセサリー、マニキュア等は禁止する。</p>	<p>(1)装飾品(指輪、ピアス、ネックレス等)をしていないこと。 (2)色つきリップや、色つき日焼け止め、マニキュア、などを含めた化粧をしていないこと。</p>

生徒心得	生徒心得にかかわるきまり等
第3章 校内生活 (欠席・遅刻・早退) 第6条 欠席、遅刻、早退する場合は、必ず担任の先生に連絡すること。	※生徒は8時30分までに教室に入る。それ以降に登校した生徒は次の場合を除き、遅刻扱いとする。(遅刻はHR担任等が朝のSHRで判断する。) (1)それ以前の公共交通機関による通学手段がない場合。 (2)大雪や台風などによる公共交通機関の大幅な遅れによる場合。 (3)その他特別な事情がある場合。 ・保護者の送迎による遅れは原則として遅刻扱いとする。
(所持品) 第7条 登校時の所持品は、学校に必要なもののみとする。	※前期課程生徒 (1)お菓子は、登下校中・校内を含め一切禁止であること。 (2)公共交通機関を利用する通学生は駅の待合室、列車・バス内で軽食(おにぎりやパン)をとることを認めること。(そのための購入も可) (3)ジュースは、平日の放課後に自動販売機を利用してよい。HR教室やベンチに座って飲むこと。ペットボトルは販売機横のゴミ箱に捨てること。 (4)休業日は自動販売機を利用してよいが、HR教室やベンチに座って飲むこと。なお、部活動時は、顧問の指示に従うこと。 (5)教科書など、忘れ物については、必ず教科担任に報告すること。貸し借りは、トラブル防止のため禁止とする。 (6)音楽プレイヤー(スマートフォン等の同機能も含む)について ・公共交通機関(JR及びバス)の中でのみ使用を認める。 ・音が漏れるなど、他の乗客に迷惑がかからないよう十分に注意し、乗車マナーの徹底を図ること。 ・登下校中の歩行時、自転車走行時及び学校内では、使用を認めない。貴重品として、担任に預けること。 ・以上の項目が守れていないことが発覚した場合は、使用の全面禁止を検討する。 (7)自分の持ち物について ・自己管理を基本(鞆のチャックを開けたままにしない、机上に物を置きっぱなしにしないなど)とするが、貴重品は朝のSHRで担任に預けるようにすること。部活動時は部活顧問に預けること。 ・自分の所持品に記名をすること。 (8)盗難を防止するために、教員の許可なく、他のHR教室に入らないこと。
(携帯電話) 第8条 携帯電話はマナーをしっかりと守ること。	(1)前期課程生徒(平日・土日同様) ・使用目的は家庭との連絡のみである。 ・携帯電話の必要性がない人は、学校に持参しない。(事務室前公衆電話や、緊急性の高い場合は、職員室の電話を利用できる) ・携帯電話持込許可願を提出し、許可をもらうこと。 ・携帯電話を学校に持ってきた場合は、登校した時点(生徒玄関)で電源をOFFにすること。 ・朝のSHRにて担任に預けること。 ・下校時、生徒玄関から出た後、電源をONにしてもよい。 ・校内で止むを得ず家庭との連絡が必要なときは、職員室内にて使用してよい。 ・ルールを守れなかった場合は、家庭への連絡はもちろん、先生方による携帯電話の管理や持参禁止等を検討する。 (2)後期課程生徒 ・携帯電話を学校に持ってきた場合は、8:30(朝のSHR開始)から15:30(帰りのSHR終了)までの間は、電源をOFFにすること。 ・授業中に携帯電話が鳴るなどの行為があった場合は、指導の対象となる。

生徒心得	生徒心得にかかわるきまり等
<p>(公共交通機関のマナー) 第9条 駅やバス停、公共交通機関内では、公共のマナーを考 えて行動すること。</p>	<p>※公共交通機関内では特に、次のことに気をつけること。 <ul style="list-style-type: none"> ・荷物による座席の占有 ・床への座り込み ・携帯電話による通話 ・大声による会話 ・ヘッドホンからの音漏れ </p>
<p>(自転車通学の範囲) 第10条 自転車通学の範囲を、次のように定める。 (1) 前期課程 原則として禁止とする。ただし、次の場合については許可す る。 ア 登別市立幌別小学校、幌別東小学校、青葉小学校校区の 自宅から本校までの通学 イ 自宅から最寄りのJR駅又はバス停（駐輪場を有する） までの通学 ウ JR幌別駅から本校までの通学 (2) 後期課程 次の場合については許可する。 ア 自宅から本校までの通学 イ 自宅から最寄りのJR駅又はバス停（ただし駐輪場を有 する。）までの通学 ウ JR駅又はバス停（ただし駐輪場を有する。）から本校ま での通学</p>	
<p>(自転車通学の許可) 第11条 自転車通学は、次の場合に許可される。 (1) 第10条に該当する者 (2) 自転車防犯登録をしている者 (3) 自転車損害賠償保険等に加入している者 (4) ブレーキ、ライト等、安全運転に必要なものが整備されて いること。</p>	<p>※自転車損害賠償保険等への加入と自転車通学届の提出及び自転車へのステッカー添付が必要。 ※ヘルメットの着用を推奨する。</p>
<p>(自転車通学の許可期間) 第12条 自転車通学の許可期間については、原則として4月 始業日から11月30日までとする。ただし、路面状況によっ ては変更する場合がある。</p>	
<p>(自転車のマナー) 第13条 自転車で登下校するときは、交通ルールをしっかり 守ること。</p>	<p>(1) 自転車通学については次のことに気をつけること <ul style="list-style-type: none"> ・斜め横断は行わず、横断歩道は、自転車から降りて渡ること ・歩道の通行を認められていない場所では、車道の左側を通行すること。 ※自分の安全と歩行者の安全に十分注意をすること (2) 自転車置き場の利用について <ul style="list-style-type: none"> ・車輪をかける場所がないときは、自分の年次の小屋に整然と並べて置くこと ・鍵はもともと付いている鍵の他に、もう一つ付けること（2重ロック） </p>
<p>(アルバイトの制限) 第14条 アルバイトについては原則禁止する。特別な理由が あって希望する場合は、必ず申請をすること。 (外出時間) 第15条 生徒だけによる外出時間は原則として次のとおりと する。 (1) 前期課程の生徒は、原則として18:30までとする。 (2) 後期課程の生徒は、原則として21:00までとする。</p>	<p>※アルバイトが認められるのは、経済的な理由（PTA会費及び体育文化後援会費免除等の家庭）により保護者及び生 徒(18歳以上)の責任のもとで申請された場合であること。 (アルバイト申請の流れ) (1) 申請生徒、申請保護者による申請届の提出 (2) 年次回覧、生徒指導部回覧 (3) 生徒指導部審議、決裁 (4) アルバイト申請受理</p>

生徒心得以外の校内生活にかかわるきまりについて

1 下校時間・校舎使用時間について

- (1) 平日の下校は、部活動等の諸活動終了後、すみやかに公共交通機関等で下校すること。
- (2) 平日の放課後の諸活動は18：30までに終了し、下校すること。（冬期の前期課程生は18：00までに終了し下校すること。）
- (3) 平日の下校に際して、公共交通機関等の時刻まで校舎内で待つ場合、19：00までに校舎を出ること。
- (4) 休日の校舎使用時間は、8：30から16：30までとする。（部活動・講習・模試等、教員の管理下での使用とする。）

2 校地内の上靴と外靴の境界について

外靴と上靴の境界について、生徒の安全を確保するとともに、校舎内の清潔さを保つという理由から、次のとおりとする。

- (1) 原則、校舎外はすべて外靴に履き替えることとする。
- (2) サブプラザについては、雨天時と冬期間（12月～3月）を除き、上靴で出てもよいこととする。
- (3) サブプラザの外清掃担当ホームルームが、定期的に清掃すること。
- (4) サブプラザから校内に入る場所にマットを敷くので、必ず靴の汚れを落としてから校内に入ること。

3 自動販売機の利用時間帯について

部活動や学習終了後に、全校生徒が生徒利用しやすいよう、利用時間帯を次のとおりとする。なお、ペットボトル等のゴミの処理状況や飲み歩きなどのマナーの向上に引き続き努めること。

時間帯		利用時間
授業日	昼	12：40～13：25
	放	15：20～19：00
休日		8：30～16：30

※ 平日の昼の自動販売機の利用は、後期生のみとする。

4. 飲み物の持参について（前後期共通）

熱中症対策・水道共用への対策として、飲み物の持参を認める。（通年）

- 授業中に利用する場合は、教科担任の許可を得る。※飲む際のマナーについては、生活のきまりに準ずる。
- 授業中は飲み物を机上に置かない。
- 熱中症アラートが発令されるような気温上昇が見られる場合は、その都度対応を協議する。

5. その他

- 今後も対応が必要な事項が出たときは、状況に応じて審議していく。